

法務省民二第2275号

平成21年9月25日

法 務 局 長 殿

地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局民事第二課長

株式会社企業再生支援機構法第60条の規定により登録免許税の免税措置を受けるための主務大臣の書類の様式について（依命通知）

標記について、別紙甲号のとおり、内閣府政策統括官（経済財政運営担当）（企業再生支援機構準備室長）、総務省大臣官房地域力創造審議官、財務省大臣官房総括審議官、厚生労働省職業安定局長及び経済産業省経済産業政策局長から民事局長あて照会があり、別紙乙号のとおり回答がされましたので、この旨貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

府政経運第370号  
総行政第298号  
財信第112号  
職発0914第5号  
平成21・09・09年経局第1号  
平成21年9月14日

法務省民事局長 殿

内閣府政策統括官（経済財政運営担当）  
（企業再生支援機構準備室長）

総務省大臣官房地域力創造審議官

財務省大臣官房総括審議官

厚生労働省職業安定局長

経済産業省経済産業政策局長

株式会社企業再生支援機構法第60条の規定により登録免許税の免税措置を受けるための主務大臣の書類の様式について（照会）

株式会社企業再生支援機構法（平成21年法律第63号）の施行に伴い、株式会社企業再生支援機構が取得した不動産に関する権利の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令（平成21年財務省令第60号）が規定する主務大臣の書類の様式を、別紙様式のとおりとしたいので、登記手続上差し支えないか照会します。

なお、差し支えない場合には、その旨貴管下法務局及び地方法務局に対し周知方よろしくお取り計らい願います。

証 明 申 請 書

平成 年 月 日

内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
経済産業大臣

殿  
殿  
殿  
殿  
殿

申請者 (住所)  
株式会社企業再生支援機構  
代表取締役 (氏名)

株式会社企業再生支援機構法（平成21年法律第63号）第60条の規定の適用を受けたいので、申請者が\_\_\_\_\_から取得した不動産に関する権利につき、株式会社企業再生支援機構が取得した不動産に関する権利の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令（平成21年財務省令第60号）に規定する事項を証する書類の交付を申請します。

証 明 書

1. 申請者は、\_\_\_\_\_から、株式会社企業再生支援機構法（平成21年法律第63号。以下「法」という。）第60条の債権買取り等の申込みに基づく債権の買取りによって、平成 年 月 日現在において同金融機関等が有する別紙記載の不動産に関する権利を取得した。
2. 申請者が上記1. の権利の取得をしたのは平成 年 月 日であり、この証明書により、法第60条の規定の適用を受けることができる期限は、平成 年 月 日である。

以上のとおり証明する。  
平成 年 月 日

内閣総理大臣 (氏名)

総務大臣 (氏名)

財務大臣 (氏名)

厚生労働大臣 (氏名)

経済産業大臣 (氏名)

(注) \_\_\_\_\_には、金融機関等の商号又は名称及び本店又は主たる事務所を「A金融機関（〇〇市△△町××番地）」の振合いにより記載する。

(別紙)

土地

所在地	地番	地目	地積	権利の種類

建物

所在地	家屋番号	種類	構造	床面積	権利の種類

(注) 「権利の種類」欄には、「所有権」、「抵当権 (平成〇〇年〇月〇日受付第〇〇〇号)」等の振合いで記載する。

法務省民二第2274号

平成21年9月25日

内閣府政策統括官（経済財政運営担当）  
（企業再生支援機構準備室長） 殿  
総務省大臣官房地域力創造審議官 殿  
財務省大臣官房総括審議官 殿  
厚生労働省職業安定局長 殿  
経済産業省経済産業政策局長 殿

法務省民事局長

株式会社企業再生支援機構法第60条の規定により登録免許税の免税措置を受けるための主務大臣の書類の様式について（回答）

本月14日付け府政経運第370号，総行政第298号，財信第112号，職発0914第5号及び平成21・09・09年経局第1号をもって照会のありました標記の件については，貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお，この旨法務局長及び地方法務局長に通知しましたので，申し添えます。